

宅地建物取引業者免許申請書

(正本)・副本)

- ・申請書はすべてA4片面印刷
- ・正本には、証明書の原本を添付
副本はすべてコピーで可
- ・製本禁止
- ・表紙は厚紙でなくても可
(厚紙であれば、5年間の閲覧中は綺麗に保てる)

申 請
年 月 日

令和5年 1月 1日

事 務 所 所 在 地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

商 号 又 は 名 称 株式会社くまもと県庁

代 表 者 氏 名 熊本 太郎

電 話 市外局番 局 番
(096) (333) 2536

フ ァ ク シ ミ リ 市外局番 局 番
(096) (384) 9820

郵 便 番 号 (〒 862 - 8570)

受
付
印

提出書類

1、免許申請書（第1面～第5面）

2、添付書類 （1）から（18）までのうち○印があるものについて関係書類を添付すること。

書類番号	書類名	新規申請		更新申請		備考
		個人	法人	個人	法人	
(1)	宅地建物取引業経歴書	○	○	○	○	個人は暦年、法人は事業年度毎に作成
(2)	誓約書	○	○	○	○	
(3)	略歴書 (代表者、役員、政令使用人、顧問、相談役など全員分)	○	○	○	○	役員は、取締役、監査役、業務執行社員など
(4)	専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	○	○	
(5)－1	資産の状況を示す書面	○	×	○	×	
(5)－2	貸借対照表及び損益計算書	×	○	×	○	
(6)	相談役及び顧問並びに株主又は出資をしている者	×	○	×	○	
(7)	事務所を使用する権限に関する書面	○	○	○	○	
(8)	略歴書（専任の宅地建物取引士）	※	※	※	※	※役職が「専任の宅建士」のみである者はこの様式を使用する
(9)	代表者等の連絡先に関する調書	○	○	○	○	
(10)－1	宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	○	○	
(10)－2	従業者証明書のコピー (宅建業の従業者全員分)	×	×	○	○	
(11)－1	身分証明書又は身元証明書 (代表者、役員、政令使用人、顧問、相談役など全員分)	○	○	○	○	本籍地の市町村長の発行するもの
(11)－2	登記されていないことの証明書 (代表者、役員、政令使用人、顧問、相談役など全員分)	○	○	○	○	成年被後見人・被保佐人ではない証明
(12)	事務所付近の地図	○	○	○	○	
(13)	専任の宅地建物取引士の顔写真	○	○	○	○	
(14)	事務所の写真	○	○	○	○	
(15)	法人税又は所得税の納税証明書	○	○	○	○	税務署発行 (様式その1)
(16)	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	×	○	×	○	
(17)	申請者の住民票抄本	○	×	○	×	
(18)	弁済業務保証金分担金納付書のコピー 又は社員資格証明書	×	×	○	○	

※A4片面印刷 ※製本禁止

役職が「専任の宅地建物取引士」のみである者は、「身元証明書」、「登記されていないことの証明書」の提出が不要となりました。

※免許申請は予約制です

<免許申請受付時間>

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日（祝日を除く）
9:00～11:00 13:00～16:00

<予約>

9:00から1時間刻みで予約を受け付けています。
096-333-2536 へ「免許更新の予約」とお伝えください。
ご希望の日時、業者名、免許番号をお伺いします。

<免許申請書提出先>

熊本県土木部建築住宅局 建築課 盛土対策・宅地指導班(県庁本館12階)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL:096-333-2536(直通)

<持参いただきたいもの>

- ① 免許申請書(正本1部、副本1部)
- ② 更新の場合は、5年間の取引台帳
(取引の件数が多い場合は、取引態様や契約年ごとに数件ずつ抜粋し、20～30件程度を持参してください)
- ③ 従業者や役員による提出でない場合は押印のある委任状

<手数料>

窓口での紙申請の場合は、手数料は33,000円
(収入証紙は県庁地下1階の売店で8:30から販売)

免 許 申 請 書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 5年 1月 1日

熊 本 県 知 事 殿

申請者 商号又は名称 株式会社くまもと県庁
郵便番号 (999 - 9999)

主たる事務所の 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
所 在 地

氏 名 熊本 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)
電 話 番 号 (096)
ファクシミリ番号 (096)

熊本県知事(4)第9999号
の場合の記入例。
熊本県の番号は「43」
※新規の場合は記入不要

受付番号

※

受付年月日

※

申請時の免許証番号

4 3 (4) 0 0 9 9 9 9

(有効期間: H30年3月21日~H35年3月20日)

免許の
種 類

1. 新規
2. 免許換え新規
3. 更新

3

免許換え後の
免許権者コード

→

※ 免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 熊本県知事
※ 免許年月日	年 月 日
※ 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

現在の免許の有効期間

項番 ◎ 商号又は名称

フリガナ	カブシキカ "イシヤクマモトケンチョウ
商号又は 名 称	株 式 会 社

法人・個人の別

1. 法人
2. 個人

確認欄

※

◎ 代表者又は個人に関する事項

役名コード	0 1	登録番号	
フリガナ	クマモト タロウ		

確認欄

※

兼業なしの場合は兼業コード「50」、
「兼業なし」と記入してください。
兼業がある場合は、p8の兼業コード
を確認して、記入してください。

代表者が宅建士の登録を行
っている場合は、登録番号
を記入してください。

◎ 所属している不動産関係業界団体がある場合には
その名称

兼業 コード	1 1	不動産賃貸業	所属 団体 コード	0 0	〇〇〇〇〇〇〇〇	(加入: 〇〇年 〇月 〇日)
◎ 資本金 (千円)						(加入: 年 月 日)

団体コード

「04」(公社) 熊本県宅地建物取引業協会
「05」(公社) 全日本不動産協会

億 千万

法人の場合は法人登記に記載
のある資本金を記入。
個人業の場合は記入不要

✕					
---	--	--	--	--	--

$$\boxed{4 \ 3} \quad (\ 4 \) \quad \boxed{0 \ 0 \ 9 \ 9 \ 9 \ 9}$$

21	役名コード	02	登録番号		—		—	
	フリガナ	クマモト ハナコ						
	氏 名	熊本 子						
	生年月日	p 9 の役名コードを確認してください。平成26年02月01日現在						



21	役名コード	0 2	登録番号	4 3	—	0 0 0 0 0 1	—	
	フリガナ	ク マ モ ト イ チ ロ ウ						
	氏 名	熊 本 一 郎						
	生年月日	H	—	0 5	年	0 6	月	0 1

役員が宅建士の登録を行っている場合は、登録番号を記入

5

[illegible]

✖

21	役名コード		登録番号		—		—	
	フリガナ							
	氏 名							
	生年月日		—		年		月	

21	役名コード								登録番号		—						—	
	フリガナ																	
	氏 名																	
	生年月日		—			年			月			日						

受付番号

申請時の免許証番号

✖					
---	--	--	--	--	--

$$\boxed{4 \mid 3} \quad (4) \quad \boxed{0 \mid 0 \mid 9 \mid 9 \mid 9 \mid 9}$$

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※ 事務所コード	
	事務所の名称	本 店			

支店があれば支店の分も必要。第3面をコピーして、支店すべてについて記入。屋号がある場合は屋号を記入する。

◎ 事務所に関する事項

31	郵便番号	8 8 8	—	9 9 9 9
	所在地市区町村コード			熊本 都道府県 熊本 市郡区 中央 区町村
	所在地	水 前 寺 6	—	1 8 — 1
	電話番号	0 9 6	—	3 3 3 — 2 5 3 6
	従事する者の数	3		

確認欄



◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32	登録番号		—		—	
	フリガナ					
	氏名					
	生年月日		—		年	

代表者が非常勤である場合や、支店の場合は、政令の使用人(支店長)を置く必要がある

確認欄

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

[illegible]

確認欄

[illegible]

確認欄

[illegible]

確認欄



1	4	0
---	---	---

✖					
---	--	--	--	--	--

$$\boxed{4 \mid 3} \quad (4) \quad \boxed{0 \mid 0 \mid 9 \mid 9 \mid 9 \mid 9}$$

30

※ 事務所コード	
----------	--

41

確認欄

41

確認欄
✕

41

確認欄
※

41

確認欄
✖

41

確認欄

収 入 証 紙 等 添 付 欄

正本に貼り付けること
(消印しないでください)

○熊本県知事免許の申請（新規・免許換え・更新）

熊本県収入証紙 33000円分

○証紙は、熊本県庁 新館地下1階の売店（営業時間：平日午前8時30分～午後5時）にて
販売しております。

備考

1 各面共通関係

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

4	3
---	---

 (5)

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 [熊本県知事(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「役名コード」の欄は、下表により該当する役名のコードを記入すること。

ア 個人の場合には記入しないこと。

イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役(株式・有限会社)	05	社員(持分会社)	13	代表執行役(株式・有限会社)
02	取締役(株式・有限会社)	06	無限責任社員(持分会社)	14	執行役(株式・有限会社)
03	監査役(株式・有限会社)	07	理事	15	会計参与(株式・有限会社)
04	代表社員(持分会社)	08	監事	09	その他

- ④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

4	3
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

--

 [熊本県知事登録第000100号の場合]

⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

 —

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日
[平成元年8月23日の場合]

M	明 治	S	昭 和	R	令和
T	大 正	H	平 成		

⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。熊本県内の市町村コードは申請書の最後のページに添付されている。

⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

水	前	寺	6	—	1	8	—	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑨ 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

① 「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。

② 「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合にのみ、上記1②の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には51～64のうち該当するコードを記入すること。

③ 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。

例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること）。

⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農 業	05	建 設 業	09	卸 売 ・ 小 売 業 、	13	サービ業
02	林 業	06	製 造 業		飲食店	14	そ の 他
03	漁 業	07	電気・ガス・	10	金融・保険業		
			熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱 業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

- ⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産関係業界団体がない場合には「50」を記入すること。

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社) 全日本不動産協会	12	その他
09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13	(一社) 全国住宅産業協会又はその会員である各協会

- ⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	9	6	—	3	3	3	—	2	5	3	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。
なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5 第四面関係

- ① 「専任の宅地建物取引士に関する事項（続き）」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。
- ② 第四面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。
- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

添 付 書 類 （1）

（第一面）

宅 地 建 物 取 引 業 経 歴 書

1. 事業の沿革

最初の免許	更新の場合は、最初の免許の日付と「熊本県知事」と記入 (最初の免許日が不明の場合は国土交通省のHPで確認することができます)					年 月 日
H15年3月20日						
熊本県知事	免許の有効期間が3月21日からであれば、免許日は3月20日です。 (免許日の翌日から有効期間が始まるため)					

2. 事業の実績

新規の場合は、ここに「新規」と記入

イ. 代理又は媒介の実績

期 間		H30年4月1日から H31年3月31日まで の1年間		H31年4月1日から R2年3月31日まで の1年間		R2年4月1日から R3年3月31日まで の1年間		R3年4月1日から R4年3月31日まで の1年間		R4年4月1日から R5年3月31日まで の1年間	
内容	種類	売買 交換	貸 借	貸 借	売買 交換	貸 借	貸 借	売買 交換	貸 借	売買 交換	貸 借
	宅 地	1									
	件 数										
	価 額 (千円)	3000				5000					
	手数料 (千円)	172	250			226					
	建 物										
	件 数					1					
	価 額 (千円)					4200					
	手数料 (千円)					208					
	宅 地 及 び 建 物										
	件 数										
	価 額 (千円)										
	手数料 (千円)										
	合 計	1	5			2					
	件 数										
	価 額 (千円)	3000				9200					
	手数料 (千円)	172	250			434					

備 考 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。

2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更等について記入すること。

3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。個人の場合は暦年（1月1日～12月31日）毎に、法人の場合は、定款等で定める事業年度毎に、申請直前の5年間を和暦で記入すること。

4 「価額」は千円単位で、千円未満は切り捨て。

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

期 間			H30年4月1日から H31年3月31日まで の1年間	H31年4月1日から R2年3月31日まで の1年間	R2年4月1日から R3年3月31日まで の1年間	R4年4月1日から R5年3月31日まで の1年間	R5年4月1日から R6年3月31日まで の1年間
種 類							
売 却	宅 地	件 数	1	1			
		価 額 (千円)	50000	8000			
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	宅 地 及 び 建 物	件 数		2			3
		価 額 (千円)		66000			98000
	合 計	件 数	1	3			3
		価 額 (千円)	50000	74000			98000
購 入	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	宅 地 及 び 建 物	件 数			2		
		価 額 (千円)			54000		
	合 計	件 数			2		
		価 額 (千円)			54000		
交 換	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	宅 地 及 び 建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					

備 考 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。個人の場合は暦年（1月1日～12月31日）毎に、法人の場合は、定款等で定める事業年度毎に、申請直前の5年間を和暦で記入すること。

添 付 書 類 (2)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和5年 1月 1日

商号又は名称 株式会社くまもと県庁
氏 名 熊本 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人

商号又は名称
氏 名

熊本県知事 殿

添 付 書 類 (3)

略

取締役、政令使用人など、役職名を記入。役員は（ ）内に常勤であるか、非常勤であるかを記入。専任の宅地建物取引士を兼ねている者は、役職を両方記入。
例：代表取締役（常勤）、専任の宅地建物取引士

(フリガナ) 氏 名	クマモト タロウ 熊本 太郎			
職 名	代表取締役（常勤）		登 録 番 号	() 第 号
職 歴	期 間		従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自	H24年 4月 1日	熊本県建設(株) 営業	
	至	H29年 3月 31日		
	自	H29年 4月 1日	無 職	
	至	H30年 8月 31日		
	自	H30年 9月 1日	(株)くまもと県庁 代表取締役	
	至	年 月 日		
	自	年 月 日	職名に記載されている役職に就任した日付を記載してください。	
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
至	年 月 日			
自	年 月 日			
至	年 月 日			
自	年 月 日			
至	年 月 日			

宅建士の登録をしている場合は、登録番号を記入。

上記のとおり相違ありません。

令和5年 1月 1日

氏 名 熊本 太郎

【記入上の注意】

- 個人業の代表者、代表取締役、取締役、監査役、代表社員、業務執行社員、無限責任社員、理事、監事、代表執行役、執行役、会計参与、政令で定める使用人、顧問、相談役について作成すること。
- ＜「職名」欄について＞ 職名について記載すること（上記参照）
常勤・非常勤の別まで記入すること
- ＜「職歴」欄について＞ 現在に至るまで（過去10年程度）を正しく詳細（年月日まで）に記載し、「従事した職務内容」は会社・事業者名と勤務内容まで記載すること。
- 事実と異なる記載がなされた場合、宅地建物取引業法に基づく監督処分の対象となり得ます。ご注意ください。

添 付 書 類 (4)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和5年 1月 1日

熊本県知事 殿

商号又は名称 株式会社くまもと県庁

氏 名 熊本 太郎
(法人にあっては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物 取引士の数	宅地建物取引業に 従事する者の数
本店	熊本市中央区水前寺六丁目18番1号	1名	3名
屋号がある場合は屋号を記入		名	名
		名	名
		名	名

添 付 書 類 (5)－1

資産の状況を示す書面

令和5年 1月 1日現在

資 産	価 格 (円)	摘 要
資 産		
現 金 預 金	3, 0 0 0, 0 0 0円	
有 価 証 券		
未 収 入 金		
土 地	2 0, 0 0 0, 0 0 0円	
建 物	1 0, 0 0 0, 0 0 0円	
備 品	5 0 0, 0 0 0円	
権 利		
そ の 他		
計	3 3, 5 0 0, 0 0 0円	
負 債		
借 入 金	1, 5 0 0, 0 0 0円	
未 払 金		
預 り 金		
前 受 金		
そ の 他		
計	1, 5 0 0, 0 0 0円	

備 考

- 1 この書面は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。
- 3 宅地建物取引業に関する資産に限らず、他の事業の用に供している資産および私生活用の資産も含むこと。不動産・備品等の価格は固定資産税の課税評価価格等を参考に記載すること。

貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表、損益計算書を添付
直近１年分（決算がまだの場合は昨年分です）

（注意）

- 1 新規免許申請で、法人を設立して未だ第１期の決算が終了していない場合は、下記の様式の貸借対照表に記入し、作成してください。

新規設立時の貸借対照表

年 月 日現在

資 産

負債・資本

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金		資本金	
合 計		合 計	

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

商号
代表者氏名

添 付 書 類 (6)

(A4)

1 5 0

(第一面)

相 談 役 及 び 顧 問 (法 人 の 場 合)

受付番号

※

申請時の免許証番号

4 3 (4) 0 0 9 9 9 9

項番

51

役名コード		就任年月日	—	年	月	日
フリガナ						
氏 名						
生年月日	—	年		月		日
住所市区町村コード		区町村				
住 所						

役名コード

相談役 1 1

顧問 1 2

設置されている場合のみ記入

確認欄

※

51

役名コード		就任年月日	—	年	月	日
フリガナ						
氏 名						
生年月日	—	年		月		日
住所市区町村コード		都道府県 市郡区 区町村				
住 所						

確認欄

※

51

役名コード		就任年月日	—	年	月	日
フリガナ						
氏 名						
生年月日	—	年		月		日
住所市区町村コード		都道府県 市郡区 区町村				
住 所						

確認欄

※

51

役名コード		就任年月日	—	年	月	日
フリガナ						
氏 名						
生年月日	—	年		月		日
住所市区町村コード		都道府県 市郡区 区町村				
住 所						

確認欄

※

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人の場合）

受付番号

申請時の免許証番号

※

4 3 (4) 0 0 9 9 9 9

項番

52	フリガナ	クマモト タロウ
	氏名又は名称	熊本 太郎
	生年月日	H—01 年 04 月 01 日
	保有株式の数 (出資金額)	100 株 (円) 割合 %
	市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
	住所又は所在地	水前寺 6—

履歴事項全部証明書に記載されている「発行済株式」と合計が同じになるように記載する。合資会社の場合は、「出資金、資本金」と合計が同じになるように記載する。

確認欄

※

52	フリガナ	
	氏名又は名称	
	生年月日	— 年 月 日
	保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
	市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
	住所又は所在地	

確認欄

※

52	フリガナ	
	氏名又は名称	
	生年月日	— 年 月 日
	保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
	市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
	住所又は所在地	

確認欄

※

52	フリガナ	
	氏名又は名称	
	生年月日	— 年 月 日
	保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
	市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
	住所又は所在地	

確認欄

※

備 考

1 各面共通関係

- ① この書面は、申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

4	3
---	---

 (4)

0	0	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

 [熊本県知事(4)第9999号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「住所市区町村コード」及び「市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。熊本県内の市町村コードは申請書の最後のページに添付されている。
- ⑤ 「住所」及び「住所又は所在地」の欄は、④により記入した住所市区町村コード及び市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

水	前	寺	6	—	1	8	—	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 第一面又は第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該それぞれの面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

11	相談役
12	顧問

- ② 「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

—

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明 治	S	昭 和	R	令和
T	大 正	H	平 成		

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 氏名又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名又は名称」の欄も左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人である場合には、姓と名の間に1文字分空けて記入すること。

- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入すること。その場合に最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

—

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明 治	S	昭 和	R	令和
T	大 正	H	平 成		

- ③ 「割合」の欄は、株式会社にあつては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

添 付 書 類 (7)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
屋号がある場合は屋号を記入 (事務所名) 本店 (所在地) 熊本市中央区水前寺6-18-1	株式会社 くまもと県庁					
記載例1 建物の所有者から期間と家賃を定めて借りている場合	阿蘇太郎	阿蘇太郎	R5. 12. 1	R5. 1. 1 ~R6. 12. 31 1年間 自動更新	賃貸借	事務所
記載例2 建物の所有者と貸主が異なる転貸借で、期間と家賃を定めている場合	阿蘇太郎	株式会社 KUMAMOTO 不動産	R5. 12. 1	R5. 1. 1 ~R7. 12. 31 2年間	転貸借 賃貸借	事務所
記載例3 代表者個人が所有する建物を法人に無償で期間を定めず貸している場合	熊本太郎	熊本太郎	R5. 12. 1	期間の 定めなし	使用貸借	事務所
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。 令和5年 1月 1日 商号又は名称 株式会社くまもと県庁 氏 名 熊本 太郎 (法人にあっては、代表者の氏名)						

備 考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者の氏名を含む。）を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、「賃貸借」、「使用貸借」、「転貸借」の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（店舗、事務所等）について記入すること。

添 付 書 類 (8)

役職が「専任の宅地建物取引士」のみであるものはこちらの様式を使用する

略 歴 書

(専任の宅地建物取引士等)

事務所の番号とは別の私用の番号を記入する

住 所	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 (居所：住民票の住所とは異なる場所で生活している場合は居所を追記)			電話番号 090-123-4567
(フリガナ) 氏 名	クマモト イチロウ 熊本 一郎		生 年 月 日 (和 暦)	H05年6月1日
職 名	専任の宅地建物取引士		登 録 番 号	(熊本) 第000001号
職 歴	期 間		従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自	H29年 4月 1日	熊本県建設(株) 事務員	
	至	H30年 3月 31日		
	自	H30年 4月 1日	熊本不動産(有) 営業(専任の宅地建物取引士)	
	至	R04年 3月 27日		
	自	R04年 3月 28日	(株)くまもと県庁 専任の宅地建物取引士	
	至	年 月 日		
	自	年 月 日	職名に記載されている役職に就任した日付を記載してください。	
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和5年 1月 1日

氏 名 熊本 一郎

【記入上の注意】

- 1 役職が「専任の宅地建物取引士」のみである者は、この様式を使用すること。
- 2 <「職歴」欄について> 現在に至るまで(過去10年程度)を正しく詳細(年月日まで)に記載し、「従事した職務内容」は会社・事業者名と勤務内容まで記載すること。
- 3 事実と異なる記載がなされた場合、宅地建物取引業法に基づく監督処分の対象となり得ます。ご注意ください。
- 4 法第31条の3第2項の規定により同条第1項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

添 付 書 類 (9)

代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）		
（フリガナ） 氏 名	住 所	電 話 番 号
クマモト タロウ 熊本 太郎	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	090-111-1111
クマモト ハナコ 熊本 花子	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	080-111-3333
クマモト イチロウ 熊本 一郎	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	070-555-5555
タッケン ジロウ 宅建 次郎	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	090-111-1111
政令第二条の二で定める使用人		
（フリガナ） 氏 名	住 所	電 話 番 号

上記のとおり相違ありません。

令和5年 1月 1日

代表者氏名 熊本 太郎

備考

- 1 代表者、取締役・監査役（これに準ずる者）、政令で定める使用人、顧問、相談役について記入すること。
- 2 この書面は、法第九条の規定により法人の役員または政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。

(A4)

添付書類 (10) - 1

(A4)

1 7 0

宅地建物取引業に従事する者の名簿

確認欄

※

受付番号

※

申請時の免許証番号

4 3 (4) 0 0 9 9 9 9

事務所コード

※

事務所の名称

本店

支店名、屋号がある場合は名称を記入

従事する者

3

名

うち専任の宅地建物取引士

1

名

項番

61

業 務 に 従 事 す る 者

	氏 名	生 年 月 日	性 別	従業者証明 書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別
1	熊 本 太 郎	H 0 1 0 4 0 1	1. 男	180101	代表	[()]
2	熊 本 一 郎	H 0 5 0 6 0 1	1. 男	180102	専任	○ [(熊本) 0 0 0 0 1]
3	山 田 桜 子	H 1 2 0 8 0 1	2. 女	200103	営業	[(熊本) 0 0 0 2 2]
4			1. 男 2. 女			[()]
5			1. 男 2. 女			[()]
6			1. 男 2. 女			[()]
7			1. 男 2. 女			[()]
8			1. 男 2. 女			[()]
9			1. 男 2. 女			[()]
10			1. 男 2. 女			[()]
11			1. 男 2. 女			[()]
12			1. 男 2. 女			[()]
13			1. 男 2. 女			[()]
14			1. 男 2. 女			[()]
15			1. 男 2. 女			[()]

専任の宅建士にのみ○を付ける

(記入上の注意)

- 代表者は必ず含むこと。また、役員については宅地建物取引業のみを業としている場合の常勤役員はすべて含み、他の業種を兼業している場合は宅地建物取引業に従事する役員に限って記入すること。なお、非常勤役員、及び監査役は該当しない。
- 記入については「氏名」は漢字で記入し「主たる職務内容」欄に、「代表」「営業」「経理」「総務」等に分類して具体的に記入すること。
- 「従業者証明書番号」には宅地建物取引業務に従事するようになった年月をその西暦氏も2ケタと月2ケタ（1ケタの場合は前に“0”をつけて）で4ケタの数字をつくり、その後に従業者に重複がないように付した番号をつけて6ケタの番号をつけること。

例) 平成6年4月からの従事で、従業者番号は05の場合

西暦1994年4月→9404、従業者ごとの番号→05

したがって、“940405”となる。

- 支店がある場合はコピーして作成すること。

備考

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

4	3
---	---

 (4)

0	0	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

 [熊本県知事(4)第9999号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。
また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。
なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

- ⑤ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

 —

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日
[平成元年8月23日の場合]

M	明 治	S	昭 和	R	令 和
T	大 正	H	平 成		

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ⑧ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
- ⑨ 宅地建物取引士である場合については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の宅地建物取引士である者については、[]の前に○印を付けること。

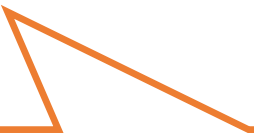
(記入例)

○	[(熊本) 100]
---	------------------

 [熊本県知事登録第000100号である専任の宅地建物取引士の場合]

- ⑩ この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

従業者証明書のコピー



従業者証明書の有効期間は、宅建業の免許の有効期間と同じになります。（途中入社の場合は、入社日から始まる）

添付が必要なのは、有効期間内の従業者証明書です。

（注意）

- 1 「宅地建物取引業に従事する者の名簿」に記載した者すべてについて添付が必要。
- 2 新規免許申請の場合、添付不要。
- 3 添付する証明書については、更新後ではなく現在のものを添付してください。

身分証明書 (身元証明書)

(貼り付けない)

下記の（注意）に従って身分証明書を取得してください。
※運転免許証(写)は身分証明書ではありません。
※「身分証明書」「身元証明書」という名前の証明書です。

(注意)

- 1 身分証明書（身元証明書）とは、本籍地の市町村長が発行する「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者でない（平成１２年３月３１日以前に）」及び「破産者に該当しない」という証明です。
取得の方法については本籍地の市町村窓口にお尋ねください。
- 2 身分証明書（身元証明書）は、申請前３ヶ月以内に発行したものに限りです。
- 3 **添付を必要とする者は次の通りです。**
 - (ア) 業者が個人である場合 ①代表者 ②政令使用人
 - (イ) 業者が法人である場合 ①代表者 ②政令使用人
③取締役、監査役（これに準ずる者 例：業務執行社員など）
④相談役 ⑤顧問

登記されていないことの証明書

(貼り付けない)



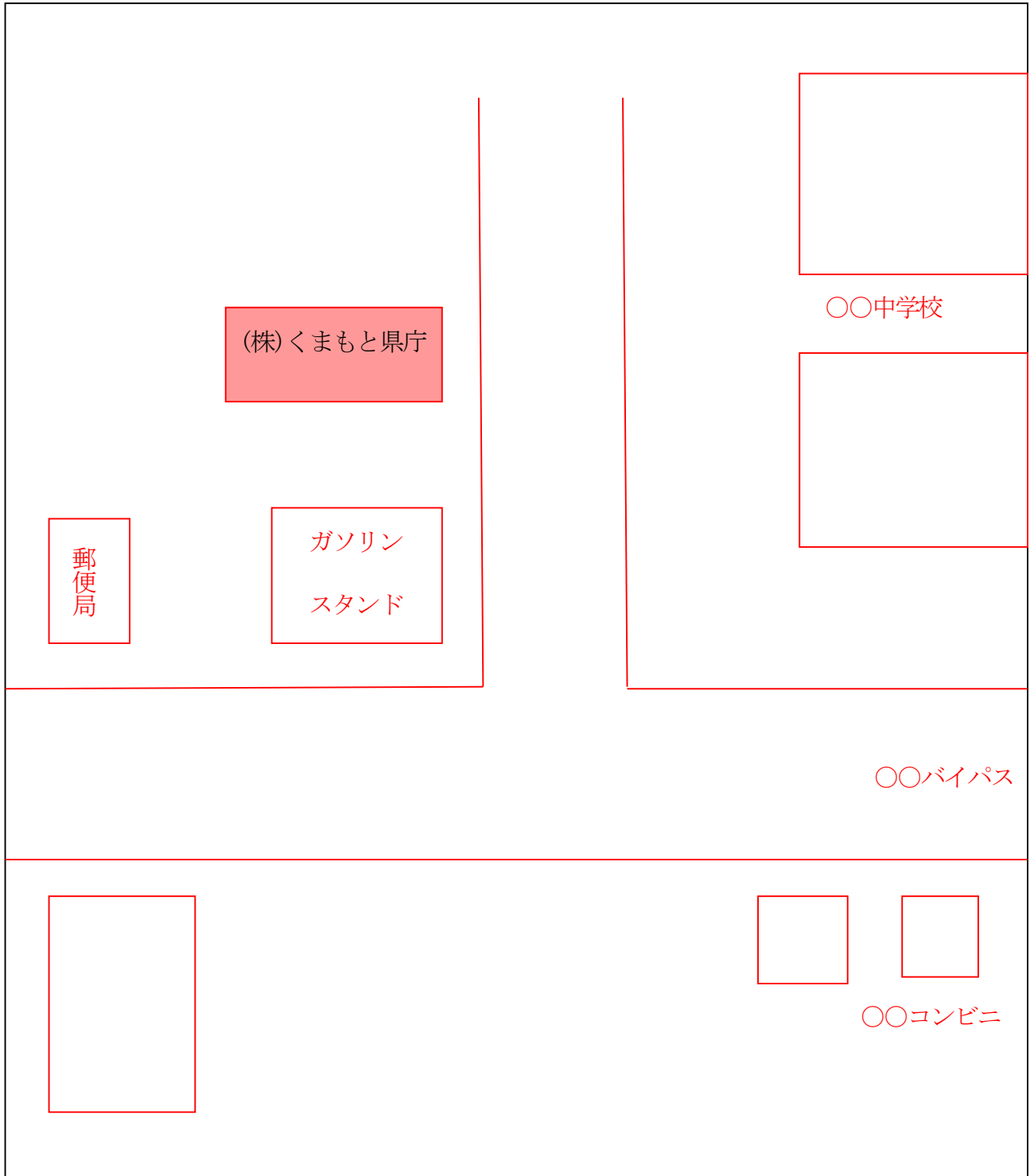
法務局で取得してください。
取得方法は法務局のホームページ等で
確認できます。

(注意)

- 1 登記されていないことの証明書とは、各地方方法務局が発行したもので、「成年被後見人・被保佐人とする記録がない（平成１２年４月１日以降に）」ことの証明書です。
- 2 登記されていないことの証明書は、申請前３ヶ月以内に発行したものに限りです。
- 3 添付を必要とする者は次の通りです。
 - (ア) 業者が個人である場合 ①代表者 ②政令使用人
 - (イ) 業者が法人である場合 ①代表者 ②政令使用人
③取締役、監査役（これに準ずる者 例：業務執行社員など）
④相談役 ⑤顧問

事務所付近の地図

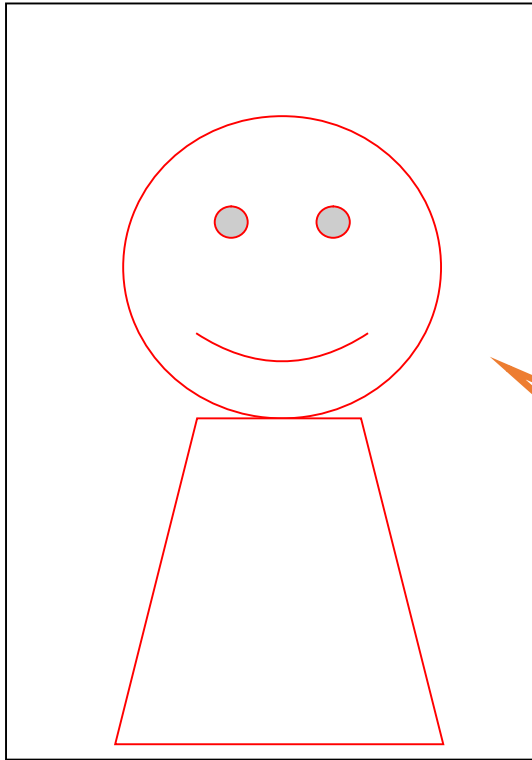
電話 （０９６） ３３３-２５４６



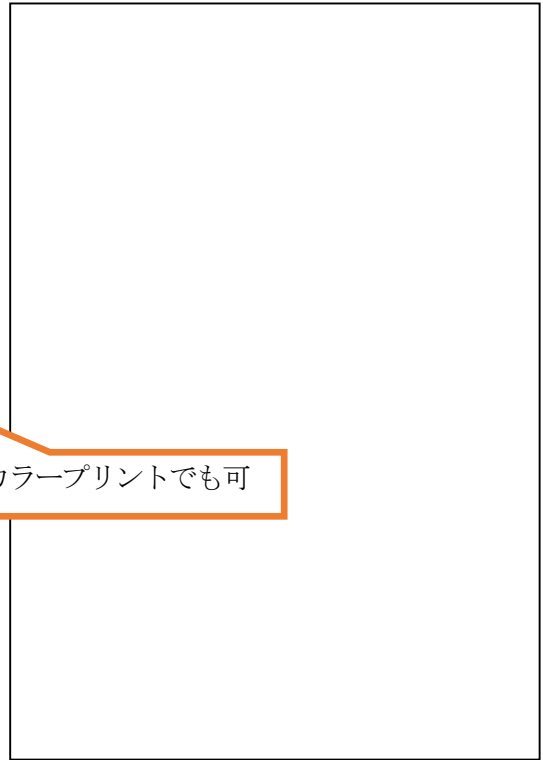
(注意)

- ① 事務所付近の地図は、事務所の所在地を明記し、もよりの交通機関、途中の目印、目標物となる建物等の位置を明示した概略図である。住宅地図の写しによることも可。(但し、区域内にわかりやすい目印がある場合に限る。)
- ② 全ての業者について添付が必要である

専任の宅地建物取引士の顔写真

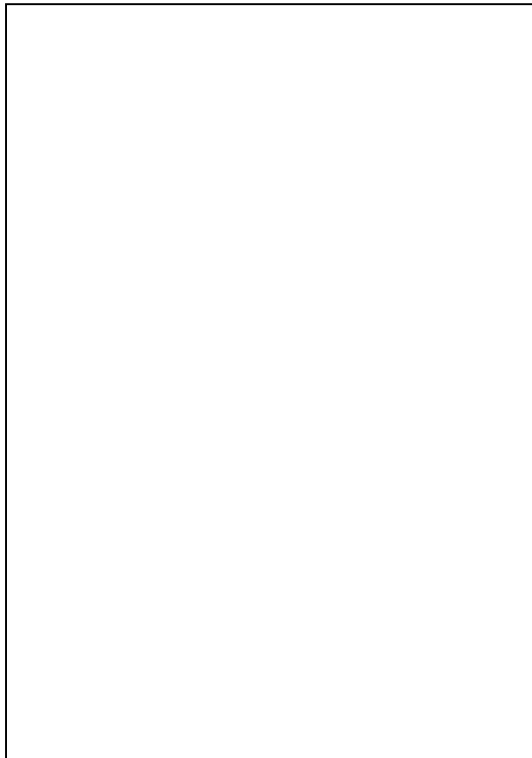


氏名（ 熊本 一郎 ）

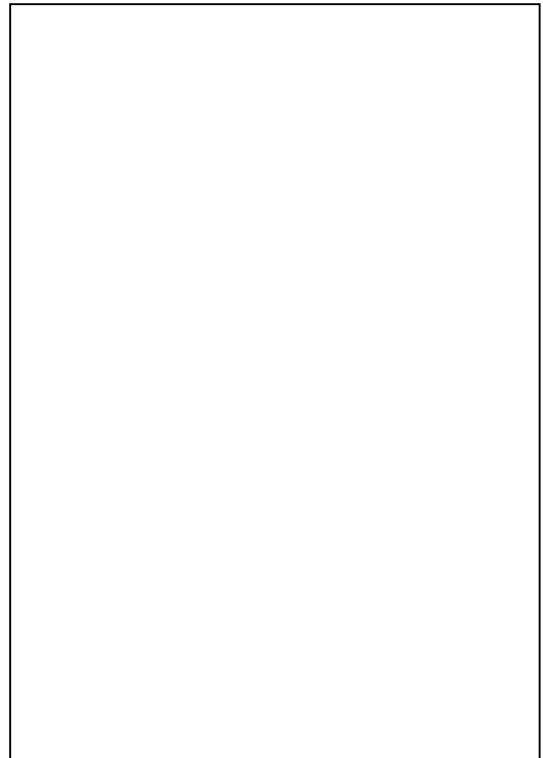


氏名（ ）

写真はカラープリントでも可



氏名（ ）



氏名（ ）

（備考）約、**たて10cm、よこ7cm**（サービスサイズ）で上半身脱帽で、正面向きのものを貼付する。
（6か月以内に撮影したもの）
用紙が不足する場合はコピーして使用してください。

事務所の写真（外観）

台紙が足りない場合は必要に応じてコピーして使用してください。

事務所建物の全景

- ・事務所がある建物の全容のわかるものをはること。
- ・事務所がビルの一室にあればビルの全景がわかるものであること。
- ・全景が写真一枚に入りきらない場合は、複数枚に分けて写し、はりつけること。

（写真を貼り付け・プリントも可）

事務所の入り口付近

- ・事務所の入り口付近が分かるものを貼ること
- ・免許更新の場合は、業法第50条による業者票を掲げていることが確認できるものであること。

業者表はお客様から見えやすい位置に掲示。

※室内でも可。（その場合は、入り口付近の写真と室内の業者票の写真の両方を提出すること）

（注意）

- 1 モノクロ写真は不可
- 2 前回の申請書、変更届出書からの写真の転用は不可。
直近に撮影したものをはりつけること。

事務所の写真（内観）

事務所内部の全景

- ・事務所として**使用する部屋全体**がわかるものをはること。
- ・住居併用の場合は、居住スペースと分離していることがわかること。
（間取図の添付を求める場合があります）
- ・他の法人等が同居している場合、他の法人等と分離していることがわかること。
（間取図の添付を求める場合があります）
- ・写真一枚に入りきらない場合は、複数枚に分けて写し、はりつけること。

事務所内部の応接スペース

- ・免許更新の場合は、**報酬額表**を掲示していることがわかるものであること。

報酬額表はお客様から見えやすい位置に掲示。
最新版であることを確認する。

（注意）

- 1 モノクロ写真は不可
- 2 前回の申請書、変更届出書からの写真の転用は不可です。
直近に撮影したものをはりつけること。

添付書類（１５）

納税証明書

（貼り付けない）

（注意）

- 1 個人の業者である場合は所得税、法人の業者である場合は法人税の直前１事業年度における納付すべき額及び納付済額を証するもので、税務署の発行したものである。

（様式その１ 納税額等証明用）

- 2 個人新規申請の場合で給与取得者であった者は、事業主からの源泉徴収票の直前１年分の写しを添付。
- 3 新規設立法人の場合は、代表者の直前１年間の所得税の納税証明書又は過去１年間の源泉徴収票を添付。

添付書類（１６）

法人登記簿謄本

（貼り付けない）

（注意） 「履歴事項全部証明書」を添付。

添付書類（１７）

申請者の住民票抄本

（貼り付けない）

（注意） 添付を必要とする者は、業者が個人であるときの代表者である。

弁済業務保証金分担金納付書のコピー

(注意)

- 1 新規申請は不要
- 2 弁済業務保証金分担金納付書を紛失の場合は、「社員資格証明書」を添付すること。

○都道府県コード表

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

○市区町村コード表（熊本県分）

43101	熊本市中央区	43211	宇土市	43404	菊池郡菊陽町	43468	八代郡氷川町
43102	熊本市東区	43212	上天草市	43423	阿蘇郡南小国町	43482	葦北郡芦北町
43103	熊本市西区	43213	宇城市	43424	阿蘇郡小国町	43484	葦北郡津奈木町
43104	熊本市南区	43214	阿蘇市	43425	阿蘇郡産山村	43501	球磨郡錦町
43105	熊本市北区	43215	天草市	43428	阿蘇郡高森町	43505	球磨郡多良木町
43202	八代市	43216	合志市	43432	阿蘇郡西原村	43506	球磨郡湯前町
43203	人吉市	43348	下益城郡美里町	43433	阿蘇郡南阿蘇村	43507	球磨郡水上村
43204	荒尾市	43364	玉名郡玉東町	43441	上益城郡御船町	43510	球磨郡相良村
43205	水俣市	43367	玉名郡南関町	43442	上益城郡嘉島町	43511	球磨郡五木村
43206	玉名市	43368	玉名郡長洲町	43443	上益城郡益城町	43512	球磨郡山江村
43208	山鹿市	43369	玉名郡和水町	43444	上益城郡甲佐町	43513	球磨郡球磨村
43210	菊池市	43403	菊池郡大津町	43447	上益城郡山都町	43514	球磨郡あさぎり町
						43531	天草郡苓北町